

第3回 四万十町人権条例検討委員会

日 時 令和3年1月28日（木）午前10時00分から
場 所 四万十町役場 東庁舎2階 町民活動支援室
出 席 山本（弘）委員、山本（哲）委員、秋田委員、伊賀委員、船村委員、坂本委員、
森野委員、高橋委員
森副町長
事務局 本山町民課長、林生涯学習課長、佐々木大正町民生活課長、細川十和町民生活課長、
西岡町民課副課長、宮崎生涯学習課主査
傍聴者 2人

◆議事内容

- （1）開会
- （2）他市町村の人権条例の参考例について
- （3）仮称：四万十町人権尊重のまちづくり条例案について
- （4）その他

◆質疑等

【事務局】

- ・資料「第3回人権条例検討委員会資料」に沿って説明

【山本（弘）委員長】

事務局から、説明がありました。

今日は、説明のあった、たたき台・各市町村の条例に対する意見皆さんの意見をお伺いしたうえで、次の会で皆さんのご意見をもとにした協議をおこないたい。

窪川支部から資料でだされた意見について、山本委員から説明をお願いします。

【山本（哲）委員】

窪川支部では、役員会で事前にたたき台について協議を行った。

条例を制定する立法事実が示されていない。人権問題、同和問題の事例が、10年間余り出でならず、人権侵害の実態についての科学的データが示されていない。

前文に記載の3つの法律の順番について、高知市は法の施行順となっているが、四万十町は順番が違う。順番が違う意味は何か。

行政が、町民の内心の自由に踏み込むことがあってはならない。人権を町民の心の問題に矮小化しており、人権の名のもとに、町民の発言や行動が押さえられかねない危険性がある。

町民の基本的な人権が保障される豊かな町行政こそが必要である。

多様な意見、異なった意見が反映できる「審議会」の設置を提案したい。

【山本（弘）委員長】

窪川支部の意見について、提出されてすぐに意見がいただける状況にはないので、委員の皆さんには資料を見て検討して頂き、次回の会議でご意見をお願いしたい。

その他の委員の意見をお願いします。

【高橋委員】

たたき台は、高知市の人権条例に似ている。

前文は、条例を制定する目的を理解するために必要であるが、長い。分かりやすくする、優しい日本語バージョンを作るのも一つの手ではないか。

もう少し積極的に、人権を守るまち、であることを知らせていくべきである。

条例案では、人権を踏みにじってきたのは町民と事業者のせいと聞こえなくもなく、町民や事業者に対する条例にもみえる。町自身が、これまでの反省を踏まえ、この条例に沿って取り組む姿勢が見える文言にする。

施策の推進、教育及び啓発の推進は、行政の努力義務だけではなく、もう一步踏み込んだ内容で、具体的に何をするのか、わかるものにするべきである。

審議会の委員の選任について、民主的に行うことを担保するように明記するべきである。

【山本（弘）委員長】

坂本委員、お願いします。

【坂本委員】

学校で子どもたちが人権を学ぶときに見るのが前文であり、10 段目の記述が重要である。10 段目の「社会の動きに合わせて」とあるが、合わせていくのか、推進するのか。世の中を牽引していく役割を四万十町が担うかどうか。

「思いやりを大切にし、住民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らせる・・・」とあるが、これが実現できるまちづくりとはどういう町づくりか、子どもたちにわかる言葉で表現できたらよいのではないか。

【山本（弘）委員長】

森野委員、お願いします。

【森野委員】

子どもたちのいじめについて、インターネットの中傷による弊害についても触れてほしい。審議会については、高橋委員の意見と同じ。

条例は、子どもが読んでもわかるような、優しい言葉にしてほしい。また、関係機関という言葉でひとまとめにしているが、具体的に記述すると良いのではないか。

【山本（弘）委員長】

伊賀委員、お願いします。

【伊賀委員】

前文が長いので、要点をまとめるべき。いくつもある人権問題を、どう集約（まとめ）して表現するのか。前文は、多少抽象的であっても、理想を述べることが大切ではないか。

【山本（弘）委員長】

秋田委員、お願いします。

【秋田委員】

条例の文言を優しい言葉にして、だれにでもわかりやすく、親しみやすいものを希望する。
町民や事業者が束縛される感じがする。また、審議会の委員については、あて職で選任される方もいる。適材適所の選任をお願いする。

【山本（弘）委員長】

今の前文の記述は、長くて要領を得にくい。

条例の文脈が、行政用語で理解しにくい。小学生から高齢者まで、簡単に意味を理解できるような文章にするべきである。

それぞれの委員から意見がありました。他に、意見はありませんか。

【高橋委員】

他の市町村で、優しい言葉で条例を作っている事例を参考にしてください。教員が持っている小学生向けの啓発本を参考に、優しい日本語を学ぶと良いのではないかと。

【森野委員】

窪川支部では、役員会を開催して検討し、提案もしている。十和支部も、役員だけでも集まり、意見を聴いてはどうかと思う。

【山本（弘）委員長】

それぞれの支部について、できれば役員だけでもかまわないので、各支部で協議していただきたい。

他にありませんか。

【高橋委員】

山本委員から説明のあった窪川支部の意見について。

そもそも、私たちは民主主義の中で生きており、国際条約の人権宣言を批准し尊重する日本において、その理念を揺るがすことがあってはならない。

日本国憲法で、基本的人権を守ること、差別がおきてはいけないということが基本にあり、町が条例を制定することが「内心の自由にふれる」、という山本先生（窪川支部）の意見は違うのではないかと。

【事務局】

前文について、人権は人々の心の問題であり、人々の思いや考えが育まれた背景として記入した。風景は、そこに住む人々によって培われ創られたものであり、その奥には人々の暮らしがあり、人々の思いや心は暮らしに根付いており、それを理解する必要がある。

窪川支部から指摘された、前文の法律の順番について、法律の制定順に記載するように考えており、制定日を確認する。

【高橋委員】

条例案の検討期間について、誰も理解できない条例を作っても意味がないので、検討期間の延長も必要ではないかと。

【山本（弘）委員長】

高橋委員のご指摘のとおり、条例案のすりあわせに時間がかかるようであれば、条例案の策定が遅れることもあり、皆さんにご理解をいただきたい。

【副町長】

策定委員会の作業スケジュールについて、委員から頂いた意見の整理や意見のすり合わせの時間が必要であり、来年度も検討作業が必要になると考える。

次回の策定委員会では、皆さんから出されたご意見を整理し、これをもとにご協議をお願いしたい。

【山本（弘）委員長】

他に意見はありませんか。

できれば次回は、今日の意見や各支部・組織の意見を踏まううえで協議をしたい。次回の策定委員会までに各支部・組織で話しあいを持っていただきたい。

以上で、閉会とします。